

第6回経済安全保障推進会議

議事要旨

1 日時：令和6年1月30日（火）9：15～9：25

2 場所：官邸2階 大ホール

3 議事の概要：

(1) 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等の整備に向けて
高市経済安全保障担当大臣から、資料1に基づき、有識者会議の最終とりまとめと最終とりまとめを踏まえた今後の対応について説明があった。

(2) 基幹インフラ制度における今後の対応について

齊藤国土交通大臣から、資料2に基づき、名古屋港コンテナターミナルのシステム障害を受けた対応について説明があった。

次に、武見厚生労働大臣から、資料3に基づき、基幹インフラにおける医療の整理について説明があった。

最後に、高市経済安全保障担当大臣から、資料4に基づき、経済安全保障推進法の基幹インフラ制度における今後の対応について説明があった。

(3) 関係閣僚の発言

出席した閣僚から、上記で説明のあったセキュリティ・クリアランス制度等について発言があった。

○外務大臣

- ・ 経済安全保障上の重要情報を対象とするセキュリティ・クリアランス制度の整備は、我が国の情報保全を強化し、経済安全保障を確保する上で重要な施策。
- ・ 同盟国である米国や同志国と一層の連携・協力を進める上でも重要。
- ・ 外務省としても、政府全体の検討に積極的に貢献していく。

○総務大臣

- ・ 総務省は、情報通信ネットワークの整備やサイバーセキュリティなど、経済安全保障・国際競争力に関わる分野を所管しているが、その観点からも、国際的に通用するセキュリティ・クリアランス制度の導入は重要である。

- ・ 新たな制度が、厳格な情報保全を確保しつつ、国際的なビジネス展開にも資するものとなるよう、一元的に設計・運用されることが必要であり、今後も総務省として、制度の導入や運用に協力してまいりたい。
- ・ セキュリティ・クリアランス制度の導入の趣旨も踏まえつつ、総務省として通信・放送・郵便の3事業を所管している基幹インフラ制度についても、円滑に本格施行できるよう国家安全保障局を含めた関係府省庁と引き続き協力してまいりたい。

○経済産業大臣

- ・ 我が国の経済安全保障を推進するに当たり、経済関係省庁と民間企業との間で、経済安全保障分野における重要な情報のやり取りをこれまで以上に進めていく必要がある。
- ・ その観点からセキュリティ・クリアランスを含む情報保全制度の整備は非常に重要であり、経済産業省としても、経済関係省庁の一つとして本制度をしっかり活用していきたい。

(4) 内閣総理大臣発言

最後に、岸田内閣総理大臣から、下記の発言があった。

- 安全保障の概念が経済・技術分野にも拡大し、安全保障のための情報に関する能力の強化が一層重要となる中、経済安全保障分野においても、セキュリティ・クリアランス制度の整備を通じ、情報保全の更なる強化を図る必要がある。
- 有識者会議の最終取りまとめを踏まえ、政府保有の経済安全保障上の重要情報を保護・活用していくべく、コンフィデンシャル級の情報を保護の対象とする制度を新法により創設するとともに、既存の情報保全制度である特定秘密保護法とシームレスに運用していく必要がある。
- 基幹インフラについては、昨年名古屋港における事案を踏まえ、経済安全保障推進法の対象事業に一般港湾運送事業を追加することが必要である。また、医療に関して、医療DXの進展に合わせて、引き続き検討することが必要である。
- 高市大臣におかれては、セキュリティ・クリアランス制度に関する新法案、基幹インフラに一般港湾運送事業を追加する推進法改正案を早急にとりまとめ、与党との調整を進め、今通常国会への提出に向け、準備を加速すること。

また、クリアランスの新制度が我が国の既存の情報保全制度とシームレスに運用されるよう、特定秘密保護法の運用基準の見直しの検討を含め、必要な措置を講じること。

- 関係大臣におかれては、高市大臣と緊密に連携しながら、これらの対応について政府一丸となって取り組むこと。

(以上)